

B 「梵鐘御触書写取」(平野団三家文書・平野 宏氏所蔵)

三月三日

遠藤但馬守殿

大目付江

海岸防禦之為此度諸國寺院之梵鐘本寺之

外古来之名器及当節時之鐘ニ相用候分

相除其餘可鑄換大砲小銃之旨從京都被

仰進候 海防之義專御世話有之候折柄

叡慮之趣深ク御感戴被遊候事ニ候間一同

厚相心得海防筋之義弥可相励旨被 仰

出候 尤右之趣諸寺院江者寺社奉行方申渡

候間被得其意取斗方等委細之義者追而可相

達候 右之通被 仰出候間向々江不洩様可

被達候

三月

其村々寺院梵鐘寸尺相認御取上ニ付差支無之

段書付取調来月十五日迄不洩様右寺院持参

可差出候 尤寺院無之村方者其段書付可差出候 此

廻状早々順達從留村可相返もの也

(安政三ノ一八五六ノ年) 辰二月廿三日

川浦御役所

川浦村外村々

「川浦村」は、三和区にあります。

海岸防禦のため、諸国寺

院の梵鐘を、本寺の鐘、名

器、時鐘を除いて大砲や

小銃に鑄換せよと京都か

ら仰せがあった。海防は喫

緊の課題であり、天皇の

考えはありがたく、全員

それをわきまえて励むよ

うにとの仰せだ。

もっとも寺院へは寺社奉

行から指示があるので、

それを受けて取り計ら

い、詳細は追って指示が

ある。このことを遺漏な

く周知するように。

三月

村の寺院の梵鐘のサイズ

を確認し、取上げに差支

えないかを調べ、来月15

日までに提出しなさい。

尤も寺院の無い村は、そ

の旨を提出しなさい。こ

の廻状は急いで順送りし

て最後の村は返却しなさ

い。

川浦役所から

川浦村をはじめ村々へ